

満3歳児の利用料について

【誕生月前】

- 保育認定児外一般型定期預かり保育(17,600円)

【誕生月後】

- 利用者負担額(無償) + 施設維持費(2,000円) + 特定保育料(4,500円) - 保護者補助金(各世帯ごと)
- 食材料費(4,500円) - 食材料費免除(対象世帯のみ)

※施設維持費(2,000円) + 特定保育料(4,500円) - 保護者補助金(1,800円) + 食材料費(4,500円)
= 9,200円より多いことはないです。

【誕生月】 法定基準日数20日

- ①満3歳児利用者特定保育料 … 法定基準日数20日で除し、誕生日の前日から月末までの平日数(20日を超えない)を乗ずる。
- ②保育認定児外一般型定期預かり保育利用料 … 法定基準日数20日で除し、20日から、誕生日の前日から月末までの平日数(20日を超えない)を引いた数を乗ずる。

$$= [17,600/20 * (20 - \text{満3歳児在籍日数}) + 11,000/20 * \text{満3歳児在籍日数} - \text{月額保護者補助金}]$$

食材料費免除者は $[4,500/20 * \text{満3歳児在籍日数}]$ を更に引く。

※ 保護者補助金額や食材料費免除者は、町田市役所から本園に 誕生月の翌月 通知されます。
その為、誕生月に 一度みなして利用料を頂き、翌月に精算となります。